

第348回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和3年9月15日(水)15:00～15:15

場 所：経済産業省 本館7階東1応接会議室

出席者：横山委員長、岩船委員、北本委員、武田委員、圓尾委員

○横山委員長　それでは、ただいまから第348回電力・ガス取引監視等委員会を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりです。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局より御説明をお願いします。

○靄田総務課長　第1部につきましては、公開案件であります。新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑みまして、今回は傍聴者を受け付けないこととさせていただきます。

なお、第1部の議事の模様につきましては、インターネットで同時中継を行っております。

第2部の議題につきましては、個別の民間企業の情報を取り扱うことから議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載をすることといたします。

その会議資料につきましては、情報公開請求された場合には、その対応につきまして、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

念のために御確認いただきたく存じます。

○横山委員長　ありがとうございました。

今御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えていますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

ありがとうございます。

それでは、御説明のあったとおりにさせていただきたいと思います。

それでは、議題1「新型コロナウイルス感染症の影響に係る特定小売供給約款の特例認可等について」に関しまして、靄田総務課長から御説明をお願いいたします。

○靄田総務課長　それでは、資料3を御覧ください。

これまでと、基本的に同じ内容でございますが、ポイントを御説明させていただきます。

5行目を御覧ください。

以下の申請者から10月15日及び18日付で経済産業大臣宛てに、通常の約款により難い特別な事情がある場合における供給条件で供給したい旨の認可等を求める申請がございまして、経済産業大臣から意見の求めがございました。

申請者は、記載のとおりでございます。

44行目から申請の概要を記載しております。

次のページになりますけれども、72行目から、電気についての詳細でございます。

81行目でございますけれども、前回からの違いを記載してございます。前回に認可等をしたものからの変更点は、既に支払期限を延長する措置を講じているもののうち、本年7月から10月の検針分について、それぞれさらに1か月延長するものでございます。ただし、既に5か月延長している昨年3月から本年6月の検針分につきましては、それ以上の延長をしないというものでございます。さらに、新しく11月検針分につきましても支払期限を1か月延長するというのが、前回の認可等をしたものからの変更点でございます。

92行目から、「ガス」についてでございます。

101行目からでございますけれども、前回、認可等をしたものからの変更点でございます。これにつきましては、本年7月から10月の検針分につきましては、それぞれさらに1か月延長をするものでございます。ただし、昨年2月から本年6月までの分につきましては、5か月延長しているところでございますけれども、これにつきましては、延長はいたしません。それから、11月の検針分につきましては、支払期限を1か月延長するという内容でございます。

121行目でございますけれども、経済産業大臣への回答でございますが、本申請の供給条件につきましては、電気事業法等の条文及びそれらの審査基準に照らしまして、約款により難い特別な事情がある場合における供給条件として認可等をして差し支えないものと、事務局としては考えてございます。

これを踏まえまして、資料3-2のとおり委員会として本申請を認可等することに異存はない旨、回答したいと考えております。

御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから何か

御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。

(質問、意見等：なし)

特に御質問、御意見ございませんようですので、事務局案のとおり、委員会として意見回答をすることとしてよろしいでしょうか。

(異存：なし)

異存がございませんでしたので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答をすることといたします。

ありがとうございました。

○蘆田総務課長 事務局でございますけれども、次の議題２に進みます前に、投影の技術的な関係で、少々お時間をいただければと思います。済み次第、直ちに再開したいと思いますので、少々お待ちいただければと思います。よろしくお願いします。

○横山委員長 それでは、準備が整いましたので、議題２の「日本卸電力取引所の業務規程の変更認可について」に関しまして、迫田取引制度企画室長から御説明をお願いいたします。

○迫田取引制度企画室長 資料４でございますけれども、直前に資料の差し替えがございましたので、Webで御確認ください。

それでは、説明を始めさせていただきます。

「日本卸電力取引所の業務規程の変更認可について」、「一般社団法人日本卸電力取引所が業務規程の変更を行う場合には、経済産業大臣の認可を取得すること」とされておりますが、当該認可申請につきましては、電力・ガス取引監視等委員会の意見聴取事項とされております。

今般、卸電力市場での非化石価値取引における需要家の参加に係る規定の明確化に關しまして、令和３年10月19日付で経済産業大臣から電力・ガス取引監視等委員会へ意見聴取が行われましたため、卸電力取引所の業務規程変更認可申請について御審議をいただきたいと思ひます。

詳細につきましては、次のパワーポイントで御説明をさせていただきます。

日本卸電力取引所において取引が行われる非化石価値取引市場について、現行制度では、小売電気事業者のみが参加できる市場となっております。

これまで非化石価値取引は、小売電気事業者のエネルギー供給構造高度化法の目標達成

の手段として位置づけられてきましたが、需要家からは、電力会社を通さず非化石証書を直接購入できるようにしてほしい。非化石証書を直接購入できれば、より効率的に再エネ価値を調達でき、コストの低減につながるとの声が寄せられたところでございます。

資源エネルギー庁制度検討作業部会において検討が進められました結果、今後カーボンニュートラルの実現に向けて需要家による非化石証書調達手段の多様化が求められることを踏まえまして、需要家が非化石証書を直接購入できる仕組みを構築することとなりました。

現行制度では、小売電気事業者のみが日本卸電力取引所の取引に参加できることになっておりますが、今後は、小売電気事業者以外の需要家についても取引ができるよう非化石価値取引会員規程を新設するとともに、業務規程及び非化石価値取引規程を変更する必要が生じました。

今回は、上記の業務規程の変更について、御審議をお願いしたいということでございます。

今回、新設されます非化石価値取引会員規程でございます。

非化石価値取引会員規程の加入要件でございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、一般の需要家の方も参加できるよう第1条において（4）として、第3号以外の者が規定されることとなっております。

また、資源エネルギー庁の制度検討作業部会におきまして、日本卸電力取引所の取引資格の取得要件を満たすことを条件としつつ、国内法人格を有することを追加的な取引参加資格として認める方針となりましたので、こちらにつきましても、第1条で国内法人の規定がされているところでございます。

続きまして、業務規程の主な変更点でございます。

第5条及び第14条につきましては、一般社団法人日本卸電力取引所非化石価値取引会員規程が新たに定められることに伴いまして、会員規程の文言が追加されることになったものでございます。

続きまして、第5条の「取引資格」につきましては、今回の非化石価値取引会員規程が新たに定められることに伴いまして措置されるものでございます。

第8条の「禁止行為」でございますが、（3）としまして、非化石証書及びその関係書類の自らの利用及び販売先における利用につきまして、経済産業省の審議会報告及び利用ガイドラインで禁止されている行為、（4）としまして、F I T非化石証書以外の証書を他社

に販売する行為、(5)としまして、F I T非化石証書を法人以外に販売する行為、こちらが禁止行為として新たに追加されてございます。

第23条の「口座の管理」につきましては、第23条4項でございますが、取引参加者が取引所以外で非化石証書を販売する場合につきましては、取引所が定める様式に従って、その記録を管理することになってございます。

また、第24条の「違約処理」でございますが、違反した場合につきましては、その旨を取引参加者に通告するとともに、当該取引参加者の本市場の取引を停止させることができる。本市場の取引を停止させる場合、当該取引参加者の約定処理前の入札は取り消されることとされております。

今般の業務規程の改定でございますが、非化石価値取引市場において需要家が非化石証書を直接購入できる仕組みを構築することに伴うものでございます。

本改正につきましては、電気事業法施行規則第132条の7において規定されます業務規程の認可基準である卸電力取引所の取引を適正かつ確実に実施する上で適当であるもの及び審査基準に適合すると考えられますため、経済産業大臣からの意見照会について、問題ない旨、回答することとしたいということでございます。

私からの説明は以上となります。御審議のほどをよろしくお願いいたします。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、委員の皆さんから御質問、御意見がありましたら、お願いしたいと思います。

いかがでしょうか。特に御意見、御質問ございませんでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、御意見、御質問ないようですので、事務局から御説明のありましたとおりに、委員会として経済産業大臣へ認可することに異存がない旨、回答することとしてよろしくございますでしょうか。

(異存：なし)

ありがとうございました。

異論がございませんので、事務局案のとおり経済産業大臣に意見回答することといたします。

どうもありがとうございました。

それでは、第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かござい

すでしょうか。——どうもありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——